

新型コロナウイルスの対策について

パントーンフューチャースクール中島校

はじめに

パントーンフューチャースクール中島校では、現在流行している新型コロナウイルス感染症への対策として、感染症の発生を予防し、また、感染症が発生した場合でも早期発見し、拡大を防ぐことを目的にマニュアルを作成する。

1. 感染予防の取り組み

(1) 手洗い

正しい手洗いを励行する。手を拭く場合にはペーパータオルを使用。

(2) 咳・くしゃみの対応

マスク着用の徹底を行い、飛沫が発生することを防ぐ。

(3) 清掃

複数の人が頻繁に触れる机や椅子、取っ手やスイッチ等は定期的にアルコール消毒を行う。

(4) 部屋の換気

空気感染対策のため、活動場所の定期的な換気を行う。

(5) 職員の健康管理

体調管理。出勤後、検温実施、当日の健康状態について記録を行い、保管していく。勤務中はマスク着用の徹底、定期的に手指の消毒の実施。

(6) 利用者の健康管理

事業所への入室前、活動終了時に検温実施（37.5℃以上の場合入室不可）。マスク着用の徹底、定期的に手指の消毒を行う。

(7) 保護者対応

原則事業所への入室不可。送迎の際は玄関にて児童の引き渡し。入室の必要がある際には、マスク着用、手指の消毒、検温の実施（37.5℃以上の場合入室不可）、来所者チェックリストに記名後入室を許可。

(8) 関係機関の方への対応

原則事業所への入室不可。玄関先での対応。入室の必要がある際には、マスク着用、手指の消毒、検温の実施（37.5℃以上の場合入室不可）、来所者チェックリストに記名後入室を許可。

(9) 緊急時や見学対応

マスク着用、手指の消毒。検温の実施（37.5℃以上の場合入室不可）、来所者チェックリストの記名後入室を許可。

2. 児童の利用について

(1) 以下の場合には事業所へ報告をしていただき、利用を相談。

- ① 家族に発熱、呼吸器症状があるが、利用児童が健康な場合。
- ② 利用者が県外への往来や県外の方と接触があった場合。
- ③ 新型コロナウイルス感染者との接触があった場合。
- ④ 利用者の家族の職場、学校などで新型コロナウイルスが発生した場合。

(2) 以下の場合には事業所へ報告をしていただき、利用中止を依頼。

- ① 37.5℃以上の発熱や呼吸症状がある場合。
- ② 濃厚接触者と確認された場合。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合。

3. 新型コロナウイルス感染が疑われる場合

(1) 情報共有・報告の実施

当事業所の利用者及び職員などにおいて、新型コロナウイルス感染が疑われるものが発生した場合。

- ① 主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に連絡し、指示を受ける。
- ② 速やかに管理者等へ報告を行い、当事業所内での情報共有を行う。
- ③ 指定権者への報告を行う。
- ④ 当該利用者の家族などに報告を行う。

(2) 消毒・清掃の実施

活動スペースや設備の消毒・清掃を実施する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある者への適切な対応の実施

職員に感染が疑われる者が発生した場合

- ① 感染が疑われる職員については、主治医や医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受ける。
- ② 濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、保健所に相談する。

利用者に感染が疑われる者が発生した場合

- ① 感染が疑われる利用者については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に連絡し、指示を受ける。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある者と濃厚接触者である疑いがある場合は、保健所へ相談する。

(4) 感染の疑いがある者との濃厚接触が疑われる者への適切な対応の実施

感染の疑いがある者との濃厚接触が疑われる者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

- ① 感染の疑いがある者との濃厚接触が疑われる者については、14日間にわたり健康状態を観察する。
- ② 以下の対応は感染の疑いのある者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従う。

イ. 職員に感染が疑われる者が発生した場合

感染の疑いがある者との濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。

発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

ロ. 利用者に感染が疑われる者が発生した場合

利用者の利用の中止、保健所の指示に従っていただく。

※『新型コロナウイルス感染が疑われる人』は次の項目のいずれかに該当する人。

- ・発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く人
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱などの強い症状のいずれかがあ
る人
- ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑うものであって、
PCR陽性など診断が確定するまでの間の人

4. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

(1) 情報共有・報告の実施

当事業所の利用者及び職員などにおいて、新型コロナウイルス感染が疑われるものが発生した場合。

- ① 主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターなどに連絡し、指示を受ける。
- ② 速やかに管理者等へ報告を行い、当事業所内での情報共有を行う。
- ③ 指定権者への報告を行う。
- ④ 当該利用者の家族などに報告を行う。

(2) 消毒・清掃等の実施

活動スペースや設備の消毒・清掃を実施する。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施。

感染者については、以下の対応を行う。

① 職員の場合

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては保健所の判断に従う。

② 利用者の場合

利用者の利用の中止、保健所の指示に従っていただく。

(4) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施。

濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

① 職員の場合

イ. 保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。

ロ. 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

② 利用者の場合

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、利用を中止。保健所の指示に従っていただく。

5. 感染症対策の情報収集

学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、当事業所での感染拡大を防ぐ対応を行う。また、利用者、職員の個人情報を厳守し、新型コロナウイルス感染症による不当な差別や偏見が起こらないように情報を精査し人権へ配慮しながら対応する。